

平成 29 年 10 月 17 日

各部局長  
教育次長  
消防長  
会計管理者  
）様

安芸高田市長 浜 田 一 義  
(企画振興部)

### 平成 30 年度予算編成方針について (通知)

このことについて、安芸高田市財務規則第 4 条の規定に基づき、平成 30 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、下記期限までに提出してください。

《提出期限》 平成 29 年 11 月 27 日 (月)

## 《目 次》

●平成 30 年度予算編成基本方針 .....	1
●予算要求にあたっての留意事項 .....	3
1. 一般事項(予算要求基準等) .....	3
2. 歳入に関する事  こと .....	4
3. 歳出に関する事  こと .....	5
4. 特別会計に関する事  こと .....	6
5. 総論 .....	7
6. 提出書類に関する事  こと .....	8

## ●平成 30 年度予算編成基本方針

平成 29 年 10 月

内閣府が 9 月に発表した月例経済報告の我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としている。

本市の平成 28 年度決算状況を見てみると、歳入では、前年度と比べて市税は微増したものの、普通交付税の合併特例加算の縮減や、地方消費税交付金の減額などにより、経常一般財源が 46 百万円の減額となった。歳出については、職員配置適正化の効果等により人件費は減となったが、公債費は過去に実施した大型建設事業に係る地方債の元金償還の開始や、繰上償還の実施により増に転じたため経常的支出が増加した。これらの要因により経常収支比率は 94.4%（前年度比 2.0 ポイントの増）となり、一段と財政構造の硬直化が進む結果となった。

平成 30 年度予算の歳入については、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とされているものの、「先行きの不透明感」は拭いきれず、地方消費税交付金の減少等を踏まえた経済情勢から市税の増収は期待できず、平成 29 年度決算見込み並みになると予測している。また、普通交付税は合併特例加算措置の段階的な縮減の 5 年目になり、平成 29 年度に比べ約 3.9 億円の減額を見込んでいる。この合併特例加算措置の縮減は、平成 31 年度まで続き、経常一般財源は今後も減少が続く見込みである。

一方、歳出については、職員配置適正化による人件費は微減の見込みであるが、公債費は前述の理由による高止まりが平成 31 年度までは続き、公共施設についても老朽化の進行等によって維持管理費がかさんできており、ここ数年と同様に経常的経費はほぼ横ばいとなる見込みである。

平成 29 年度の当初予算編成では、平成 20 年度以来 9 年ぶりに財政調整基金の取崩しにより、財源調整をせざるを得なくなった。経常一般財源の減少が続く現在の局面にあっては、平成 30 年度当初予算編成に向けて経常的経費の縮減は必須である。これまで行ってきた行財政改革を上回る改革の実践により、さらにスリムな行政体質にしなければならない。

現在、「第 3 次安芸高田市行政改革大綱」に基づく行財政改革を進めているが、中でも経常的収支を改善する上で特に重要なものは、「公共施設の配置適正化」と「受益者負担の適正化」である。

「公共施設の配置適正化」については、市が管理する施設全体の総延べ床面積を 20 年間で 30%以上削減という目標を掲げているが、住民サービスの維持を考慮しながら、できるものから統廃合を進め、維持管理経費の縮減を図り、老朽化した施設に際限なく修繕費用を投入することのないようにしていかななくてはならない。

「受益者負担の適正化」については、合併以来大きな料金見直しをしてこなかった上下水道の使用料や公共施設の利用料について、維持管理のために実際かかっている費用に対して、どれだけの割合を利用者に負担してもらうかという「受益者負担」という考え方で料金の設定をするものである。現在の料金の水準を「受益者負担」の考え方に照らし合わせて評価し、あるべき適正な料金水準を示して職員と市民双方のコスト意識の醸成を図るとともに、収支の改善を速やかに実現しなければならない。

また、政策的な経費についても、その効果をあらためて検証し、常に見直しを行わなければならない。前例踏襲により実施している事業はないか、効果に対して費用がかかりすぎている事業はないか、もう一度よく見直し、「選択と集中」を進めていかななくてはならない。特に、補助金については「第 2 次補助金整理合理化プラン」で、平成 31 年度までに平成 25 年度比 15%削減を目標に掲げており、その実現に向けて可及的速やかに効果をあげなければならない。

全国各自治体が知恵を絞って政策を競い、地方創生につなげる様々な事業を実施している。この競争に勝ち抜くためには、その裏付けが検証されていることは当然であるが、その事業に割く財源を確保できることが必須条件であり、財源が確保できないと安芸高田市は生き残ることができないことを意味する。

したがって、既存の全ての事業について見直しを行い、「選択と集中」によりスリムな行政体質に転換していかなければならず、厳しい財政状況の中、財政の健全化を目指す。同時に、将来を見据えた市の活力を見出すためには「人口減の克服」は必要不可欠な取組であることから、これらの事業に集中して取り組むことができる当初予算編成とすることを基本方針とする。

## ●予算要求にあたっての留意事項

### 1. 一般事項

#### (1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、市民満足度、行政関与の必要性の観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランのうち実現可能なものを織り込み、予算要求基準の範囲内で要求すること。

#### 【予算要求基準】

経 費 区 分	要 求 基 準 額 (一般財源ベース)
1 義務的経費 ※国の法令等により支出が義務づけられた経費	シーリング対象 (A)
2 職員給与費 ※議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む	所要見込額
3 公債費	所要見込額
4 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業	シーリング対象 (B)
5 建設事業費 ※総合計画実施計画に計上された事業以外	原則として、 予算要求を認めない
6 維持修繕費	シーリング対象 (C)
7 施設管理経費	シーリング対象 (D)
8 一般事業費	シーリング対象 (E)
9 重点事業費 ※市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	所要見込額

\* シーリング対象の(A)~(E)の合計が平成29年度当初予算の(A)~(E)の合計の90.5%の範囲内

#### (2) 予算編成事務

シーリング方式とする。部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底した事業の精査を行うこと。重点事業への優先配分など部局内で調整すること。

新規事業の予算化は、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

#### (3) 行政評価に基づく事務事業の改善

行政評価で実施しているPDCAマネジメントサイクルを組み入れ、継続的改善を予算要求に反映させること。

#### **(4) 第3次行政改革推進実施計画の着実な実施**

平成26年10月に策定した第3次安芸高田市行政改革大綱に基づく、第3次行政改革推進実施計画に記載する平成30年度の実施計画を着実に実施するとともに、予算要求に反映させること。

#### **(5) 歳入歳出予算要求書の作成**

電算システムへの入力は、節・細節まで精緻な積算を行い、積算根拠を必ず記入すること。

## **2. 歳入に関すること**

### **(1) 市税**

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率向上に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のためにも、収納目標を設定し、予算に反映させること。

### **(2) 使用料・手数料・財産貸付収入**

使用料等は、受益者負担の原則に立ち、各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を考慮し、積極的な見直しを行い適正な料金収入の確保を図ること。また、安易な減免措置は厳に慎み、使用料等を徴収していないものは早急に適切な見直しを行うこと。滞納整理の促進など、一層徴収努力を行うこと。

### **(3) 国・県支出金**

制度の動向を的確に把握するとともに、制度内容を十分に研究して、交付基準に基づいて計上すること。また、減収が見込まれる場合は、事業の縮小などによって対応すること。必ず電算システムに補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

### **(4) 地方債**

後年度の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。また、計上にあたっては、必ず財政課と協議すること。下水道事業に係る過疎債は、本債と分けて見積もること。

### **(5) 新たな財源の確保**

遊休地の処分や企業広告など、新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

### **(6) その他の歳入**

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。

### 3. 歳出に関すること

#### (1) 報酬

条例に基づき適正な額を要求すること。

#### (2) 賃金

産休代替等特別な事情がある場合以外は原則認めないが、真に必要な場合は、現行措置分及び新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済となったものを要求すること。

#### (3) 報償費

要綱などにより任意で設置している審議会等は、必要性、事業効果を含め見直しすること。報酬条例にない委員会等の出席謝礼金は、開催回数や時間等を勘案し計上すること。計上にあたっては、金額を精査するとともに積算根拠(単価の根拠)を記入すること。

#### (4) 旅費

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものに限り要求すること。公用車使用の徹底を図るとともに、鉄道利用の場合は、JR 芸備線の利用促進の観点から市内の駅から乗降すること。なお、宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

#### (5) 需用費

事務用品等消耗品は、安易に共用物品を請求することのないよう職員一人ひとりが削減に努めること。また、購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。

光熱水費及び燃料費は、使用量を把握するとともに、一層の経費削減に努めること。光熱水費及び役務費の電話料は、各施設に係る経費を積算欄に明記すること。

食糧費は、会議開催等に伴う弁当代は認めない。茶菓子代なども削減を図ること。

印刷製本費は、印刷物を極力簡素なものとし、作成部数等も必要最低限度とするなど経費削減を図ること。カラーコピーは極力避けるとともに、両面印刷を心掛け、大量印刷の場合はリソグラフ印刷機の使用を徹底すること。

修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。計上にあたっては、施設名、修繕内容、必要性などを明確に記載すること。

物品のうち、消耗品か備品の判断については、次のとおりとする。

【判断基準】※平成28年度から運用	
備品の範囲	1品 1万円以上の物品
	・性質上比較的長く使用保管できるものであっても、1品1万円未満の物品は、11節 需用費の消耗品費とする。
	・ただし、図書館、学校等で貸出し・閲覧のための図書については金額に関わらず備品とする。

## (6) 委託料

調査研究や設計委託等は、職員の能力を最大限活用し、安易に委託を行わないこと。

施設等の維持管理業務委託は、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費の削減を図ること。

指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、必要経費を積算するとともに管理状況等を厳密に精査すること。(平成 28 年度当初予算要求から、様式に指定管理者制度導入の効果を記述する欄を追加)

## (7) 投資的経費

実施計画に計上しているものに限り要求すること(実施計画に未計上の事業は認めない)。事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないように留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式 2 建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行なわないこと。

単独事業は、財源確保を検討すること。

## (8) 負担金・補助及び交付金

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。新規及び増額計上は原則認めない。

## (9) その他の歳出

既存の行事(大会、イベント)等は、必要性を再検討し、見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。

施設の維持管理は、計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。

地域おこし協力隊員にかかる歳出は、電算システムの積算においてその他の歳出と分けて入力すること。

平成 29 年度当初予算では、見積もりが甘く補正で追加の予算要求をするケースが見受けられた。安易に補正での追加要求することがないように、見積もりにあたっては精度の向上に努めること。

## 4. 特別会計に関すること

特別会計についても、一般会計に準じて編成すること。加えて、見積りの精度の更なる向上に努めること。法定繰入金(基準内繰入)以外の財源不足に係る繰入は原則として認めず、安易に一般会計からの繰入金に依存することがないように、長期計画をもとに健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計(上下水道事業)は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、料金改定後の収入を織込む・計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。



## 5. 総論

平成 30 年度は、「第 2 次安芸高田市総合計画」、「安芸高田市まち・ひと・しごと総合戦略」ともに 4 年目の取組となる。厳しい財政状況の中ではあるが、将来の市政発展のため、特に本市の存続をかけた「人口減対策」の取組をさらに進めていく必要がある。

当初予算要求書の提出にあたっては、本予算編成方針に基づくとともに、「財政健全化計画 第 2 次改訂版」及び「総合戦略の評価」等を踏まえ、地方創生・人口減対策の取組への財源確保に配慮しつつ、既存事業の徹底的な見直し、部局横断的な連携、創意工夫による予算の見積もりを期待する。

## 6. 提出書類に関すること

(1) 提出期限 平成 29 年 11 月 27 日 (月)

### (2) 提出書類

- ・ **予算要求書**【電算からの入出力帳票】
  - ・ 歳入予算要求書
  - ・ 歳出予算要求書 (事業総括)
  - ・ 歳出予算要求書 (事業説明)
  - ・ 歳出予算要求書 (明細)
- ・ **様式 1-1** シーリング整理表
- ・ **様式 1-2** 要求 (査定) 総括表
- ・ **様式 2** 建設事業計画書 【位置図 (管内図) を添付】
- ・ **様式 3** 建設事業計画書 (個表) 【事業費が 1,000 万円以上の事業】
- ・ **様式 4** 単独補助金 (助成金) に関する調 【決算書及び予算書の写しを添付】
- ・ **様式 5** 補助対象事業費調書【国費、県費補助充当事業 (ソフト事業を含む)】
- ・ **様式 6** 指定管理施設経費調書 【委託料明細書の写しを添付】
- ・ **その他** その他必要と認められる参考資料

#### ○今後の予定

- ・ **財政課長 ヒアリング**  
12 月中旬
- ・ **企画振興部長 ヒアリング**  
1 月初旬
- ・ **市長、副市長 予算査定**  
1 月中旬